

広陵町長交際費の支出及び公表に関する基準

(目的)

第1条 この基準は、町長等（町長及び副町長をいう。）又は町長等に替わって出席する職員が、町政の円滑な運営を図るため、町を代表して行う外部との交際に要する経費（以下「交際費」という。）の支出及び公表に関し、必要な事項を定め、公正で透明な町政運営を確保することを目的とする。

(支出に関する基準)

第2条 交際費の支出区分、支出内容等及び支出限度額（消費税額を除く。）は、次のとおりとする。

| 支出区分 | 支出内容等 | 支出限度額 |
|------|--|---|
| 慶祝 | 慶事及び飲食を伴う総会等の各種行事に係る経費 ただし、町から補助金、交付金を受けている団体等の総会及び行事には支出しない。 | 10,000円 ただし、近隣自治体との均衡を図る場合にあつては、均衡を失することのない額 |
| 会費 | 町政運営上必要とされる主として意見交換を目的とする懇親会、会合等、会費制懇親会の会費 | 応分の負担 |

| | | |
|------------|---|--|
| <p>激励金</p> | <p>町政推進に関わりのある個人又は団体に対する激励費</p> | <p>30,000円</p> <p>ただし、全国大会等参加激励金と重複する支出はしない。</p> |
| <p>弔慰</p> | <p>供花又は盛りかご（供花又は盛りかご等を辞退する場合において、香典の受取がある場合にあっては、同等額の香典とする。以下同じ。）</p> | <p>別表に定める基準の範囲内</p> |
| <p>見舞金</p> | <p>病気、災害、事故等の見舞に要する経費</p> | <p>10,000円</p> |
| <p>渉外</p> | <p>外部との公の意見交換又は折衝等に必要なた産等の購入に要する経費</p> | <p>社会通念上妥当と認められる範囲内の額</p> |
| <p>その他</p> | <p>町政運営上、町長が特に必要と認めるもの</p> | <p>社会通念上妥当と認められる範囲内の額</p> |

(公表に関する基準)

第3条 交際費の公表は、町長交際費執行状況(別記様式)を町ホームページに掲載することにより行うものとする。この場合において、公表する情報に個人に関する情報であつて、特段の配慮を必要とするものが含まれるときは、これを除くものとする。

2 前項の規定による交際費の公表は、当該交際費を支出した月の支出分を翌月の末日(その日が、広陵町の休日を定める条例(平成2年9月広陵町条例第9号)に定める町の休日に当たるときは、直前の町の休日でない日)までに行うものとする。

(見直し)

第4条 支出に関する基準については、社会経済状況の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとする。

(その他)

第5条 この基準に定めるほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この基準は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年11月1日から施行する。

別表(第2条関係)

| 対象 | 内容等 | | |
|----|--------------|---|----|
| | 供花又は盛りか ご | 檜 | 弔辞 |

| | | | | |
|---------------------|---|---------|---|---|
| 名誉町民 | 本人 | 20,000円 | ○ | ○ |
| | 親族（ 配偶者 及び一 親等血 族及び 同居の 一親等 姻族を いう。 以下同 じ。） | 10,000円 | ○ | |
| 自治功労者 | 本人 | 20,000円 | ○ | ○ |
| | 親族 | 10,000円 | ○ | |
| 町議会議員 | 本人 | 20,000円 | ○ | ○ |
| | 親族 | 10,000円 | ○ | |
| 区長・自治会長、 教育委員、選挙 | 本人 | 10,000円 | ○ | |

| | | | | |
|---|----|---------|---|---|
| 管理委員、監査委員、農業委員、固定資産評価審査委員、固定資産評価員及び民生児童委員 | | | | |
| | 親族 | 10,000円 | ○ | |
| 特別職（町長、副町長及び教育長） | 本人 | 10,000円 | ○ | ○ |
| | 親族 | 10,000円 | ○ | |
| 奈良県知事並びに関係する市町村長、国会議員、奈良県議会議員及び市町村議会議員 | 本人 | 10,000円 | ○ | |
| | 親族 | 10,000円 | ○ | |
| 消防団員 | 本人 | 10,000円 | ○ | |
| | 親族 | 10,000円 | ○ | |
| 各種団体の会長、長及び副会長 | 本人 | 10,000円 | ○ | |
| | 親族 | 10,000円 | ○ | |

| | |
|-----|---------------|
| その他 | 特に町長が必要と認めるもの |
|-----|---------------|

